

## 第16節 用途判定

### 問1 用途の判定について

- 1 コミュニティセンター
- 2 無認可の保育所（事業所内の託児所、家庭保育等）
- 3 レンタルショップ
- 4 クリーニング店
- 5 コインランドリー
- 6 小学校の留守家庭児童育成室
- 7 岩盤浴・陶板浴・酵素風呂
- 8 自動車を展示する部分
- 9 美容整形外科クリニック
- 10 障がい者就労支援施設（飲食店・物販店舗）  
※障がい者自立支援制度の指定施設
- 11 調剤薬局（処方箋薬局）

### 答1 下記のとおりとする。

- 1 1 項ロ
- 2 6 項ハ
- 3 15 項（物品販売を伴うものは4 項とする。）
- 4 15 項（取次店）・12 項イ（クリーニング作業を行うもの）
- 5 15 項
- 6 15 項
- 7 9 項イ
- 8 15 項（昭和 62 年 10 月 23 日以降は 15 項規制）
- 9 6 項イ
- 10 6 項ハ（平成 24 年度第 1 回予防部会）
- 11 15 項（薬剤師が常駐し、処方箋等に基づいて調剤を行い、販売することを主たる業務とする薬局）  
※物品販売を伴うものとは、客が自ら商品を手に取り購入できる形態のものとする。

### 問2 会員制のテニス場、プール及びフィットネスクラブ等は何項か。

また、当該用途に従属する小規模な店舗、飲食店及び事務所部分は何項か。

### 答2 前段、後段とも 15 項とする。

なお、非会員制のものは2 項ロとする。

**問3** 会員制の判断基準は。

**答3** 年会費等が必要であり、施設使用に際し、予約等の制限があるものとする。

**問4** 自転車及び排気量 50cc 未満の単車を止める駐輪場は、何項か。

**答4** 15 項とする。

ただし、50cc 以上の単車を止める場合は、13 項イとして規制すること。

**問5** 下図のように、倉庫部分と事務所部分がおおむね半々の場合、何項で規制すればよいか。

|     |       |     |
|-----|-------|-----|
| 3 F | 事 務 所 |     |
| 2 F | 事務所   | 倉 庫 |
| 1 F | 倉 庫   |     |

**答5** 16 項ロとする。

なお、倉庫に従属する小規模な事務所については、「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和 50 年 4 月 15 日消防予第 41 号・消防安第 41 号通知）により判断すること。

**問6** 令別表第一 2 項ニの判定について、個室の判断基準は。

**答6** 原則として、壁、扉等により 4 面が囲われた空間とする。

なお、壁等の間仕切りが天井まで達していない場合については、通常の使用状態（故意に覗き込む等しない）での独立性、閉鎖性を考慮し個別判断とする。